

ご質問に対する回答

件名 令和8年度上期国有農地草刈等業務（北九州市）

令和8年6月26日

九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課

九州農政局総務部会計課

	質問	回答
1	<p>第9条に「本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」とありますが、以下についてご教示ください。</p> <p>1. 受注者が現場管理及び業務管理を行うことを前提として、一部作業について協力会社の作業員を活用することは可能でしょうか。</p> <p>2. 協力会社を活用する場合、受注者と協力会社が共同で作業を行う体制は認められるでしょうか。</p>	<p>仕様書第9条のとおり、いずれも認められません。</p>